熊本県農山漁村女性活躍表彰実施要領

１　目　　的

農林水産業及び農山漁村の活性化や農林水産業経営、政策・方針決定への女性の参画推進、次世代リーダーとなりうる若手女性の農林水産業への参入など女性活躍推進のために積極的に活動している個人又は団体等を表彰することにより、女性が農山漁村でいきいきと活躍できる環境づくりの推進に資するものとする。

２　主　　催

熊本県

３　表彰の部門

表彰は以下の６部門とする。

（１）部門

Ａ 女性地域社会参画部門（個人）
Ｂ 女性地域社会参画部門（組織）
Ｃ 女性起業・新規事業開拓部門
Ｄ 女性活躍経営体部門
Ｅ 若手女性チャレンジ部門
Ｆ 地域子育て支援部門

（２）表彰の種類

①熊本県知事賞
各部門一位の個人又は団体等

②奨励賞
原則として「熊本県知事賞」以外のものについては、各部門に奨励賞を授与するものとする。

４　参加資格

次の参加部門のテーマに沿って積極的に活動している個人又は団体。

また、次の（Ａ）から（Ｆ）のいずれかに応募するものとし、他部門との重複応募はできないものとする。

Ａ 女性地域社会参画部門（個人）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を中長期（１０年以上）に渡り積極的に実施している個人の取組。

Ｂ 女性地域社会参画部門（組織）

農山漁村の女性が中心となった地域の農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を中長期（１０年以上）にわたり積極的に実施している組織・団体等の取組。

Ｃ 女性起業・新規事業開拓部門

農山漁村の女性が中心となり、新しい視点によるアイデア等に基づき地域資源を活用した起業活動や輸出、スマート農林水産業、農福連携等の導入により女性が農林水産業経営に積極的に参画し、新規事業・部門等の設立から概ね５年以内に経営上の成果を上げている取組。

Ｄ 女性活躍経営体部門

女性を積極的に雇用し、キャリア形成・能力開発に関する取組みや育児・介護などに関する就業規則等を整備し、女性が働きやすい環境整備に取り組むとともに経営方針等に女性が参画し、実践している概ね５年以内の農林水産業を営む経営体の取組。もしくは、家族経営協定の締結をきっかけとして、女性が活躍できる環境を整備し、女性が積極的に経営に参画している概ね５年以内の取組。

Ｅ 若手女性チャレンジ部門

農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のための活動等を積極的に実施し、かつ、今後地域の農林漁業の発展を担い、リードすることが期待される概ね４５歳未満の女性（以下「若手女性」という。）が行う概ね５年以内の取組。

なお、団体にあっては、役員等に若手女性が含まれており、かつ、構成員に複数の女性が含まれているものとする。

Ｆ 地域子育て支援部門

農林漁業者及び農林漁業団体が自ら行う、又は、農林漁業者及び農林漁業団体が都道府県、市町村、民間団体等と連携し行う、農山漁村の特色・課題を踏まえた地域の子育て支援、児童・学童の健全な育成に資する取組。

５ 推薦手続き

市町村長等は、別に定める推薦関係書類を添えて、各広域本部・地域振興局長に提出する。

各広域本部・地域振興局長は、市町村長等から提出のあった関係書類の内容を確認した後、推薦関係書類を添えて、農林水産部長に進達する。

また、県域の農林水産団体等は、別に定める推薦関係書類を添えて、農林水産部長に提出する。

６　審　　査

「熊本県知事賞」の審査は、応募の個人又は団体の中から、最も優良と認められるものを、部門毎に各１点ずつ選定する。審査は書類審査とし、必要に応じて現地審査を行うものとする。

審査方法及び審査基準については、別に定める。

７　表彰の方法

表彰は、表彰状及び副賞を授与することにより行う。

８　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、平成３０年１０月４日から実施する。

この要領は、令和３年７月２８日から実施する。

この要領は、令和４年６月２日から実施する。